

3. 良好な景観の形成に関する方針



丘陵地帯に広がる花畑



広域農道周辺に広がる田園風景と集落

3. 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項）

良好な景観の形成に関する方針は、景観行政団体が景観計画区域を対象として、将来にわたり良好な景観を形成するため定めるものです。

本市の景観特性と課題を踏まえて、将来の景観を見据え、どのような方策により実現を目指すのか方向性を示すことが重要となります。そのため、建築物等の建設など景観に影響を与える行為及び里山、緑地等の自然環境を維持管理する際に配慮すべき事項を定めます。

良好な景観の形成に関する方針は、景観計画の土台となるものです。平成22年3月に策定した景観まちづくり基本計画に基づき定めます。

3-1 市全体の良好な景観の形成に関する方針

景観は、私たちの暮らしや様々な活動を通じて形成されています。

手入れの行き届いた風景が魅力あふれる袖ヶ浦の景観の一つとなるので、これまで愛着を持ち親しんできた地域の景観を、私たちが受け継いでいくことが大切です。

市民、事業者、行政の各主体が責任を持って景観づくりに取り組むため、基本理念、基本目標、基本方針を定めます。

『 光と風を未来につなぐまち 袖ヶ浦 』

魅力ある街並みや人々の輝きを「光」、豊かな自然や田園等の緑と様々な交流や地域のつながりを吹き渡る「風」として、光輝き風薫る袖ヶ浦を子供たちに受け継ぐまちづくりを進めます。



2 基本目標

人と自然が調和する景観づくり

里山、森林、河川、海など、自然を大切にし、地域の宝として親しみ、身近に感じる景観まちづくりを目指します。



人と人をつなぐ景観づくり

始まりは一人ひとりの取組みでも、出会いが生まれ、仲間を広げ、共に創り育む、景観まちづくりを目指します。



未来に伝える景観づくり

これまで受け継いできた本市の伝統、街並み、自然環境等の価値を高め、より魅力あるものに育て、次世代へと継承していくことを目指します。



育む

— 1人ひとりの行動・取組みで育む景観づくり —

～ 身の回りでできることを大切に、自ら景観まちづくりに取組みます ～

■ 景観まちづくりは、市民の皆さんが、一人ひとり、自分の身の回りでできることから着実に行うことが大切です。



■ 身近な一つひとつの取組みが市全域に広がることにより、良好な景観を創り出します。

守る

— 歴史・自然により形成された景観の保全 —

～ 景観まちづくりの土台となる歴史、自然を大切にします ～

■ 本市の景観は、大地の起伏や河川、植生などの自然を基礎とし、その地域に築かれた歴史が積み重なり形成されています。



■ 地域の歴史と自然を学ぶと同時に、これまでの取組みを受け継ぎ、景観形成の資源として大切に守り、育て、創造していくことにより良好な景観が守られます。

創る — 市の特徴を活かした景観づくり —

～ 臨海部から丘陵部まで、広い視野に立って景観づくりをします ～

- 本市は、山から平野を経て海に至るまで変化に富んだ特徴的な景観を有しているため、これらの稜線をつなぎ広い視野に立った景観まちづくりが重要となります。



- それぞれの地域の特徴を活かし、街並みの背景にある山から海に至る稜線をつなぎ、広い視野に立って調和を図ります。

学ぶ — 景観まちづくりの学習 —

～ 景観について学び、次世代へ伝える取組みに参加します ～

- 景観まちづくりの取組みに際しては、地域の自然・歴史、良好な景観のあり方や景観を良くする方法について共通認識を持つことが必要です。



- 子供たちへの学習の機会や出前講座等、景観の取組みについて知り、行動できる機会を作ることが重要です。

3-2 エアごとの良好な景観の形成に関する方針

各エアの特徴、目標や景観まちづくりの方針に基づいて、市民、事業者、行政が良好な景観の形成を図るために配慮すべき事項として、建築物等の誘導及び地域に相応しい環境づくりのための方針を設定します。

